

岩手県告示第175号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、基本測量の実施（平成26年岩手県告示第513号）で公示した基本測量を終了した旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成27年3月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、釜石市及び胆沢郡金ヶ崎町
- 2 実施した期間 平成26年7月1日から平成27年2月9日まで
- 3 実施した基本測量の種類 基本測量（国土調査に伴う基準点測量）